

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和3年5月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。</p> <p>②接種を行うために要する費用に関する事務。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>なお、①、②の事務については、情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種ファイル	
(2)統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) 第9条第1項、第19条第5号、15号、別表第一 第10項、93の2項 並びに、番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項、別表第二の第115の2項 並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3、第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課 保健医療係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	新規作成			事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 <p>なお、①、②の事務については、情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	(1)予防接種ファイル (2)統合宛名ファイル	事後	
令和3年5月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) 第9条第1項、第19条第5号、15号、別表第一 第10項、93の2項 並びに、番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項、別表第二の第15の2項 並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	事後	
令和3年5月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等の リスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和3年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3、第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	事後	
令和3年8月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	